

令和4年10月7日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和4年10月17日（月）
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和4年9月20日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和4年9月22日（木）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）司法修習生（第74期）の検事採用までの日程

（2）検事向けに有償で販売している法務省作成の文書の一覧（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3（1）
のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、以下の行政文書
を保有しています。

「司法修習生（第74期）の検事採用までの日程」

（2）行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3（2）
のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の
趣旨に該当する行政文書を、作成又は取得していないため、保有していま
せん。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定
がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願いま
す。

5 開示請求手数料について

上記4（1）に記載する行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

また、上記4（2）についての請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。